

4章 町民、事業者、行政の連携による推進体制づくり

町民や事業者の景観への意識を高め、主体的な取組を促進するとともに、NPO法人、専門家などとのパートナーシップ、庁内体制の整備などにより、景観形成を推進できるよう連携体制を整備していきます。

(1) 推進主体

①町民の役割

- ・一人ひとりが景観への関心を高め、自らが景観形成の主体であるという意識を持ちます。
- ・身近な景観に配慮しながら、建築物や工作物の日常的な維持管理、清掃、緑化などを行います。
- ・景観に関する知識の向上を図るとともに、行政に対して積極的な提案を行います。

②地域団体・NPO法人の役割

- ・それぞれの活動のなかで、積極的に地域特性に応じた景観形成に貢献するよう努めます。
- ・町民、事業者、行政の協働につながるよう、町民や事業者への情報提供や地域の景観形成に係る活動への参加促進に努めるとともに、行政に対する提案を行います。

③事業者の役割

- ・地域社会の構成員として、美しい景観が企業イメージを高めるという視点を持ち、景観への関心を高め、事業活動の実施にあたって良好な景観形成に貢献するよう努めます。
- ・所有または使用する建築物などが地域の景観の重要な要素であることを認識し、良好な状態を保つよう維持管理に努めます。
- ・建築物の設計や施工などを行う場合は、町の景観形成の方針を理解し、専門知識や経験を活用し、積極的に地域の景観形成に貢献するよう努めます。

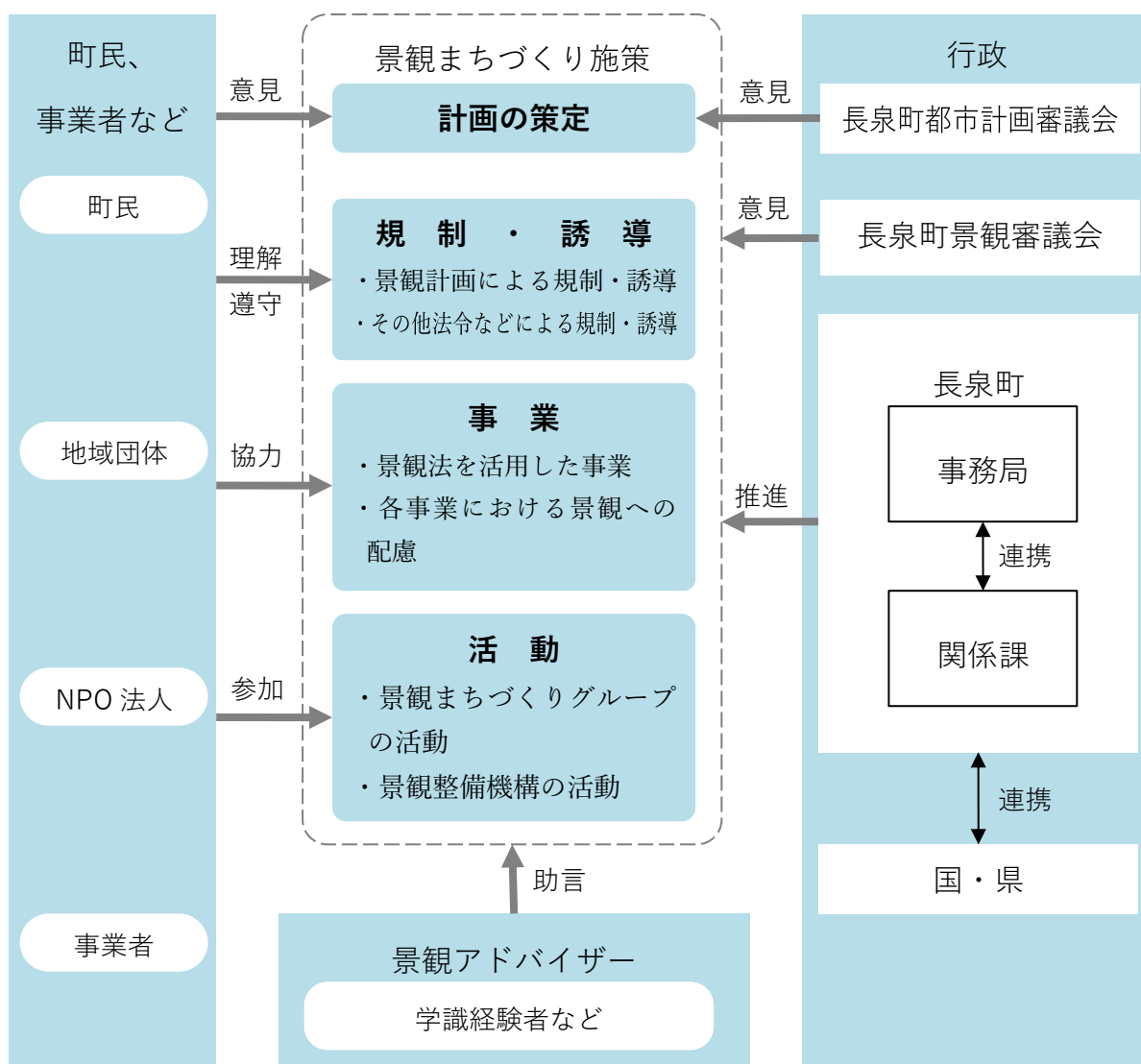
④行政の役割

- ・良好な景観形成に有用な情報を発信し、町民や事業者の景観への意識の醸成に努めるとともに、良好な景観形成に寄与する自主的な取組を支援します。
- ・公共施設の整備や維持管理の際は、町民や事業者の景観形成の模範となるよう努めます。
- ・広域的な協議や調整が必要な場合、国、県、周辺市町などとの連携を図ります。
- ・関係部局の連絡調整や情報交換を積極的に行うことによって、庁内における景観形成に関する意識の共有化を図り、庁内一体となった取組を進めます。
- ・景観計画の運用にあたって、町の土地利用事業指導要綱などとの連動を図り、計画の実効性を高めます。

(2) 推進体制

町民、事業者、NPO法人、専門家などが協力し合って景観形成に取り組めるよう、連携体制を整備していきます。

■景観形成の推進体制のイメージ



①景観まちづくりグループの認定

景観形成重点地区をはじめ、一定地区において良好な景観形成を進める団体、あるいは一定のテーマで景観形成に取り組む町民団体を、「景観まちづくりグループ」として景観条例に基づき認定します。

認定した団体に対して、町民の自発的な参加や活動の活性化を図るため、情報提供や技術的な助言、会議運営などの支援を検討します。

【景観まちづくりグループの対象の考え方】

- ・町民が自主的に参加して、景観形成に関する活動を行っている、または行おうとしている団体

【支援内容イメージ】

- ・景観形成の活動に関する個別相談や情報提供
- ・景観に関するシンポジウムや講演会などの開催
- ・研修や組織の立上げ、強化などのための会議の開催
- ・景観の保全、創出、活用などに関するワークショップの開催
- ・まち歩きや景観マップの作成などの景観資源の調査
- ・町ホームページなどでの団体情報や活動状況などの紹介

②景観整備機構の指定

景観に関する一定の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる、一般社団法人、一般財団法人またはNPO法人を景観整備機構に指定し、行政に代わってあるいは行政とともに良好な景観の形成に取り組む主体として位置づけます。

また、景観整備機構に指定された団体が本町の景観形成に係わる業務に積極的に関わることができるよう支援策を検討します。

【景観整備機構との協働による取組イメージ】

- ・景観ガイドラインなどの作成
- ・地域住民による主体的な景観形成の取組に対する専門家の派遣
- ・地域住民が景観形成の取組を行う上で必要な助言、相談
- ・景観形成に関する勉強会やセミナーの開催
- ・屋外広告物のパトロールや違反広告物の簡易除却

第1部 景観形成基本計画

③長泉町景観審議会の運用

景観条例に規定するもののほか、本町における良好な景観形成に関して審議するため、町民、景観に係わる学識経験者などから構成される、長泉町景観審議会(景観条例第25条)を運用します。

【意見聴取の例】

- ・ 景観条例に基づく「景観形成基本計画」、景観計画を変更するとき
- ・ 景観重要建造物や景観重要樹木の指定、解除を行なうとき
- ・ 景観条例に基づく「眺望点」の指定、解除を行なうとき
- ・ 建築物などの届出行為に関する重要な決定(勧告・変更命令など)を行なうとき
- ・ 良好な景観の形成に寄与している建築物や活動などを表彰するとき

④景観アドバイザー制度の活用

良好な景観の形成を図るため、個別の計画内容に対して専門家が具体的に助言を行なう、景観アドバイザー制度(景観条例第29条)を活用します。

【これまでの主な活用実績】

- ・ 大型物流センターの新築時における壁面の色彩の検討
- ・ 幹線道路沿いの農産物直売所の建替え時における壁面デザインの検討
- ・ 町の公共施設整備時における壁面の色彩の検討
- ・ 東名高速道路の橋脚塗装工事における色彩検討
- ・ 桜堤遊歩道付近の水門塗装工事における色彩の検討
- ・ (都) 沼津三島線の整備時における防護柵の色彩の検討

【主な役割】

- ・ 建築物や工作物、公共事業の個別案件の計画内容に関する助言
- ・ 景観重要公共施設の整備に関する事前協議(景観条例第15条)における助言
- ・ 公共施設や沿道への緑化や剪定に関する助言
- ・ 屋外広告物(公共サインや民間の商業広告)の景観への配慮や統一性に関する助言
- ・ 町民や事業者による景観形成の取組に関する助言
- ・ 景観まちづくり学習プログラムについての助言
- ・ 歴史的な建築物や樹木の保全や活用に関する助言

⑤ 市内体制の整備

本計画に基づく景観形成を総合的に推進するため、道路、公園、公共建築物などの整備、公共サインの整備、産業・観光などの各種施策との総合的、一体的な取組が必要です。景観担当課だけでなく、関係部局も含めて、職員研修の充実などにより、計画や制度の周知を図ります。

また、分野横断的な市内連絡会議の設置などにより、関係部局の情報交換を積極的に行うことによって、それぞれ運用している関連計画や関連法令と調整を図り、各種許認可手続きとの関係も踏まえながら、市内一体となった取組を進めます。

第 1 部 景觀形成基本計畫